

副本

次回期日 令和5年9月12日 午後1時30分

令和5年(ハ)第2号 損害賠償請求事件

原告 高野邦夫

被告 国

## 第 1 準 備 書 面

令和5年8月16日

庄原簡易裁判所 御中

被告指定代理人

高 野

剛



中 嶋 昌 浩



南 和 之



若 槻 明 雄



吉 賀 あゆみ



山 下

峻





被告は、本準備書面において、原告の令和5年7月4日付け準備書面(1)(以下「原告準備書面(1)」という。)、同日付け準備書面(2)(以下「原告準備書面(2)」という。)及び同日付け準備書面(3)(以下「原告準備書面(3)」という。)における原告の主張に対し、必要と認める範囲で反論する。

なお、略語等については、本準備書面で新たに用いるもののほか、従前の例による(参考として、本準備書面末尾に「略称語句使用一覧表」を添付する。)

## **第1 加藤裁判官の本件期日における本件却下決定及び弁論終結の各行為につき民法の不法行為責任の規定は適用されないこと**

### **1 原告の主張の要旨**

原告の主張は必ずしも判然としないが、原告準備書面(1)ないし(3)の記載及び令和5年7月4日の第1回口頭弁論における原告の発言に照らすと、原告は、加藤裁判官が、本件期日において本件却下決定をし、弁論を終結したのは、原告の本件却下決定に対する即時抗告を封ずる手段として行った違法な行為であるから、これらの各行為について民法の不法行為責任の規定(民法709条及び715条)を根拠に、被告に対し損害賠償の請求を求めるものと解される。

### **2 被告の主張**

国賠法1条1項は、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員がその職務を行うについて故意又は過失により違法に他人に損害を加えたときは、その公務員の属する国又は公共団体が被害者に対して損害を賠償する責に任ずる旨定めているところ、ここにいう「公権力の行使」とは、純然たる私経済作用と国賠法2条が規定する営造物の設置管理作用とを除く、国又は公共団体の全ての作用を指すと解され(広義説)、かかる公権力の行使に当たる公務員がした違法行為を原因とする損害賠償請求については、専ら国賠法が適用され、民法の不法行為責任の規定は国賠法4条によるもののほかは適用されないものと解さ



れる（東京地裁昭和61年7月30日判決・判例時報1232号127ページ等）。

これを本件について見ると、原告が違法であると主張する加藤裁判官の本件期日における本件却下決定及び弁論の終結は、裁判官がした職務上の行為であり、上記公権力の行使に当たるから、被告が同行為について民法の不法行為責任を負う余地はない。

したがって、民法709条及び715条を根拠に、被告が原告に対して損害賠償責任を負うとする原告の主張が主張自体失当であることは明らかである。

## 第2 結語

以上によれば、原告の請求は理由がないから、速やかに棄却されるべきである。

以 上

略称語句使用一覧表

略称	基本用語	最初に略称を使用した箇所		備考
		使用書面	ページ	
別件訴訟	広島地方裁判所三次支部令和4年(ワ)第14号損害賠償請求事件	答弁書	2	
本件各申立て	原告の令和4年11月22日及び令和5年3月20日付け文書提出命令の申立て	同上	2	
本件期日	別件訴訟の令和5年3月20日第4回口頭弁論期日	同上	2	
加藤裁判官	加藤弾裁判官	同上	2	
本件却下決定	加藤裁判官による本件文書提出命令申立てを証拠調べの必要性がないとして却下するとの決定	同上	2	
本件抗告	原告が、広島地方裁判所三次支部に対し、令和5年3月22日に本件却下決定に対する即時抗告状を、同月27日に即時抗告理由書を提出したこと	同上	3	
原告準備書面(1)	原告の令和5年7月4日付け準備書面(1)	第1準備書面	2	
原告準備書面(2)	原告の令和5年7月4日付け準備書面(2)	同上	2	
原告準備書面(3)	原告の令和5年7月4日付け準備書面(3)	同上	2	